



宮 崎 県 公 報

平成23年1月27日(木曜日) 第 2254 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2
- 指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… (“) 2
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 3
- 指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地

- の変更…………… (長寿介護課) 3
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 4
- 道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 4
- 道路の供用の開始 (4 件) …………… (“) 5

公 告

- 土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定…………… (農村整備課) 6
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… (“) 6

教 育 長 訓 令

- 宮崎県教育委員会準公金等取扱規程…………… 6

告 示

宮崎県告示第53号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成23年1月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4562090045	訪問看護ステーション 安心夢	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋4282番地3	株式会社ライフサポート絆	宮崎県宮崎市島之内9686番地10号	平成22年12月1日	訪問看護
4570105496	訪問介護ステーション ささえ愛	宮崎県宮崎市島之内9686番地9	株式会社ささえ愛	宮崎県宮崎市島之内9686番地9	平成22年12月1日	訪問介護
4570400723	デイサービスセンター 杉の湯荘	宮崎県日南市北郷町大藤2761	社会福祉法人善興会	福岡県北九州市八幡東区前田二丁目16番8号	平成22年12月1日	通所介護
4571900788	綾ほうゆう薬局	宮崎県東諸県郡綾町南俣字深田 636-3	有限会社朋友薬局	宮崎県宮崎市生目台西五丁目21番地2	平成22年12月1日	居宅療養管理指導
4570202079	デイサービスよかこみのぼる	宮崎県都城市蓑原町2969番地5	株式会社F&Kウエルフェアサービス	宮崎県都城市蓑原町2969番地5	平成22年12月7日	通所介護
4570500662	デイサービスこぞんさん家	宮崎県小林市細野3268番地1	株式会社こぞの	宮崎県小林市細野3268番地1	平成22年12月7日	通所介護
4570202087	デイサービスCAN	宮崎県都城市甲斐元町19街区16号	株式会社コミュニティアシストネット	宮崎県都城市甲斐元町21街区10号	平成22年12月8日	通所介護
4570105512	愛・スマイル訪問介護・介護予防訪問介護事業所	宮崎県宮崎市霧島2丁目87-3横山アパート 103号	愛・スマイル株式会社	宮崎県宮崎市霧島2丁目87-3横山アパート 103号	平成22年12月21日	訪問介護
4570105520	デイサービスセン	宮崎県宮崎市島之内	株式会社ささえ愛	宮崎県宮崎市島之内	平成22年12月28日	通所介護

ターささえ愛	内9686番地 9	内9686番地 9
--------	-----------	-----------

宮崎県告示第54号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成23年 1 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4572001123	居宅介護支援事業所たかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 123	株式会社拓	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 123	平成22年12月 3 日	居宅介護支援
4570301772	居宅介護支援事業所サッフォー	宮崎県延岡市野地町 2 丁目3925番地 117	サッフォー合同会社	宮崎県延岡市野地町 6 丁目2005番地 3	平成22年12月16日	居宅介護支援
4571900796	居宅介護支援事業所 ひなた	宮崎県東諸県郡国富町宮丸 366番地	株式会社さくらんぼ	宮崎県児湯郡高鍋町上江2995番地 2	平成22年12月27日	居宅介護支援

宮崎県告示第55号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成23年 1 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4562090045	訪問看護ステーション 安心夢	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋4282番地 3	株式会社ライフサポート絆	宮崎県宮崎市島之内9686番地10号	平成22年12月 1 日	介護予防訪問看護
4570105496	訪問介護ステーション ささえ愛	宮崎県宮崎市島之内9686番地 9	株式会社ささえ愛	宮崎県宮崎市島之内9686番地 9	平成22年12月 1 日	介護予防訪問介護
4570400723	デイサービスセンター杉の湯荘	宮崎県日南市北郷町大藤2761	社会福祉法人善興会	福岡県北九州市八幡東区前田二丁目16番 8 号	平成22年12月 1 日	介護予防通所介護
4570202079	デイサービスよかところみのぼる	宮崎県都城市蓑原町2969番地 5	株式会社 F & K ウェルフェアサービス	宮崎県都城市蓑原町2969番地 5	平成22年12月 7 日	介護予防通所介護
4570500662	デイサービスこぞんさん家	宮崎県小林市細野3268番地 1	株式会社こぞの	宮崎県小林市細野3268番地 1	平成22年12月 7 日	介護予防通所介護
4570202087	デイサービスCAN	宮崎県都城市甲斐元町19街区16号	株式会社コミュニティアシストネット	宮崎県都城市甲斐元町21街区10号	平成22年12月 8 日	介護予防通所介護
4570105512	愛・スマイル訪問介護・介護予防訪問介護事業所	宮崎県宮崎市霧島 2 丁目87- 3 横山アパート 103号	愛・スマイル株式会社	宮崎県宮崎市霧島 2 丁目87- 3 横山アパート 103号	平成22年12月21日	介護予防訪問介護
4570105520	デイサービスセンターささえ愛	宮崎県宮崎市島之内9686番地 9	株式会社ささえ愛	宮崎県宮崎市島之内9686番地 9	平成22年12月28日	介護予防通所介護

宮崎県告示第56号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4572100271	社会福祉法人門川町社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末2994	社会福祉法人門川町社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町3丁目1番2号	平成22年10月1日	訪問介護
4570105413	訪問介護ステーション soin	宮崎県宮崎市中西町42番地	訪問介護ステーション Soin	宮崎県宮崎市中西町42番地	平成22年11月1日	訪問介護
4571900226	ケアセンター一期一会ホームヘルプサービス	宮崎県東諸県郡国富町竹田1614	ケアセンター一期一会ホームヘルプサービス	宮崎県東諸県郡国富町竹田1613-1	平成22年11月1日	訪問介護
4571900598	ダスキンヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 329	ダスキンヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 440-1	平成22年11月11日	福祉用具貸与
4571900598	ダスキンヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 329	ダスキンヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 440-1	平成22年11月11日	特定福祉用具販売

宮崎県告示第57号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301053	みちの音	宮崎県延岡市水尻町 225-30	有限会社つだ福祉サービス	宮崎県延岡市東浜砂町1114番地1	平成22年12月1日	通所介護
4572100727	かどがわ・ざわざわ会こぼるデイサービス	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町2丁目2-1	特定非営利活動法人かどがわ・ざわざわ会	宮崎県東臼杵郡門川町上町2丁目24番地	平成22年12月1日	通所介護
4562090037	訪問看護ステーションつばさ	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦16番地7スカイヤマモト 102号	特定非営利活動法人サポートセンターつばさ	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦16番地7スカイヤマモト 102号	平成22年12月31日	訪問看護

宮崎県告示第58号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により

、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4572100271	社会福祉法人門川町社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末2994	社会福祉法人門川町社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町3丁目1番2号	平成22年10月1日	介護予防訪問介護

4570105413	訪問介護ステーション soin	宮崎県宮崎市中西町42番地	訪問介護ステーション Soin	宮崎県宮崎市中西町42番地	平成22年11月1日	介護予防訪問介護
4571900226	ケアセンター一期一会ホームヘルプサービス	宮崎県東諸県郡国富町竹田1614	ケアセンター一期一会ホームヘルプサービス	宮崎県東諸県郡国富町竹田1613-1	平成22年11月1日	介護予防訪問介護
4571900598	ダスキンヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 329	ダスキンヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 440-1	平成22年11月11日	介護予防福祉用具貸与
4571900598	ダスキンヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 329	ダスキンヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 440-1	平成22年11月11日	特定介護予防福祉用具販売

宮崎県告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301053	みちの音	宮崎県延岡市水尻町 225-30	有限会社つだ福祉サービス	宮崎県延岡市東浜砂町1114番地1	平成22年12月1日	介護予防通所介護
4572100727	かどがわ・ざわざわ会こぼるデイサービス	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町2丁目2-1	特定非営利活動法人かどがわ・ざわざわ会	宮崎県東臼杵郡門川町上町2丁目24番地	平成22年12月1日	介護予防通所介護
4562090037	訪問看護ステーションつばさ	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦16番地7 スカイヤマモト 102号	特定非営利活動法人サポートセンターつばさ	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦16番地7 スカイヤマモト 102号	平成22年12月31日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年1月27日から平成23年2月10日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾八重1868番10地先から同郡同村同大字同字1868番110地先まで	旧	6.8 ~ 27.0	56.2
				新	7.9 ~ 27.0	

宮崎県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年1月27日から平成23年2月10日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
226	県道	土々呂日向線	日向市大字財光寺字木原3445番20地先から同市同大字字六反田2763番1地先まで	旧	7.5 ~ 19.9	458.0
				新	16.0 ~ 23.0	

宮崎県告示第62号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 1 月27日から平成23年 2 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
304	県道	木城高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字持田 字家床前25 69番 8 地先 から同郡同 町同大字同 字2569番 1 地先まで	旧	15.8 ～ 17.8	16.5
				新	10.0 ～ 25.2	

宮崎県告示第63号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 1 月27日から平成23年 2 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町浦之名字 宮ノ下4182 番 1 地先か ら同市同町 浦之名字山 下3929番 5 地先まで	旧	7.0 ～ 10.5	869.0
				新	7.5 ～ 15.0	

宮崎県告示第64号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 1 月27日から平成23年 2 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉	東臼杵郡椎	平成23年 1 月27日

湯前線
葉村大字下
福良字尾八
重1868番 1
10地先から
同郡同村同
大字同字18
68番 110地
先まで

宮崎県告示第65号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 1 月27日から平成23年 2 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂 日向線	日向市大字 財光寺字木 原3445番20 地先から同 市同大字字 六反田2763 番 1 地先ま で	平成23年 1 月27日

宮崎県告示第66号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 1 月27日から平成23年 2 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
304	県道	木城高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字持田 字家床前25 69番 8 地先 から同郡同 町同大字同 字2569番 1 地先まで	平成23年 1 月27日

宮崎県告示第67号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年1月27日から平成23年2月10日まで宮崎県土木整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町浦之名字 宮ノ下4182 番1地先か ら同市同町 浦之名字山 下3929番5 地先まで	平成23年1月27日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、綾川総合土地改良区(国富町)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し
- 縦覧期間
平成23年1月27日から平成23年2月25日まで
- 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課内、宮崎市佐土原総合支所産業振興課内、西都市役所農林振興課内、国富町役場農地整備課内、綾町役場建設課内

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、木森井堰土地改良区(国富町)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

平成23年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

教育長訓令

宮崎県教育委員会準公金等取扱規程をここに公表する。

平成23年1月27日

宮崎県教育委員会教育長 渡辺義人

宮崎県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会準公金等取扱規程

(目的)

第1条 この訓令は、宮崎県教育庁及び教育機関に勤務する職員(臨時及び非常勤の職員を含む。以下「職員」という。)が取り扱う準公金及び所属親睦会経費(以下「準公金等」という。)について、取扱いの基準及び手続に関し必要な事項を定めることにより、会計事務の適正化と事故防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「準公金」とは、会計法(昭和22年法律第35号)及び宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)の適用を受けない現金及び預金(以下「現金等」という。)で、職員が職務上出納又は保管する次に掲げるものをいう。

- 協議会等資金 協議会、協会、実行委員会等であって、県教育庁の課室及び出先機関並びに教育機関(以下「所属」という。)が事務局となり、職員が会計事務を行っている団体(法人格を有する団体及びその団体の支部(本部と一体となって事業及び経理を行っている支部に限る。))を除く。以下「協議会等」という。)の所有に属する現金等をいう。
- その他の資金 協議会等の所有に属さない、実費として徴収した公金収納しない現金等又は私人の所有に属する現金等をいう。

2 この訓令において、「所属親睦会経費」とは、職員が出納又は保管する所属単位の親睦会の所有に属する現金等をいう。

(準公金の取扱基準)

第3条 所属長は、所属内の準公金について、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に限り、職員に取り扱わせることができる。

- 準公金を取り扱うことが公共性を有すること。
 - 準公金を取り扱うことが県の処理すべき事務と密接な関係を有すること。
- 2 所属長は、協議会等資金のうち、他の公共団体又は民間団体と共同で運営する協議会等に係るものについては、当該協議会等の運営を県が主体となって行う必要があるなど合理的な理由がある場合に限り、職員に取り扱わせることができる。
- 3 所属長は、所属内の準公金について、職員が取り扱う妥当性及び必要性を常に検証し、その取扱いの見直しに努めなければならない。

(準公金の取扱指針)

第4条 職員は、準公金の出納又は保管については、公金に準じて厳正に取り扱なければならない。

2 所属長は、所属内の準公金について、取扱いの実態を把握するとともに、厳正に取り扱うよう職員を指導することにより、事故防止に

努めなければならない。

（出納責任者）

第 5 条 所属長は、準公金の会計事務の適正な執行を図るために、準公金ごとに出納責任者を定めるものとし、本庁の課室にあっては課室長補佐以上の職の者、出先機関及び県立学校を除く教育機関にあっては総務課長（これに準ずる職を含む。）以上の職の者、県立学校にあっては事務長（これに準ずる職を含む。）を充てるものとする。

（出納責任者の責務）

第 6 条 準公金の出納責任者は、自らの役割と責任を自覚し、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- （1） 準公金の会計担当者を指導及び監督すること。
- （2） 会計事務の方法及び金銭出納簿等の様式を定めた会計事務取扱規程を整備すること。
- （3） 収入、支出及び精算の行為について、適正に処理されているかを確認するとともに、年 2 回以上定期的に出納に関する証拠書類を点検し、その結果を所属長に報告すること。
- （4） 準公金を預金口座で管理している場合は、その預金口座の届出印を、やむを得ない場合を除き自らの個人印とし、自らが管理するとともに、その預金口座の通帳を準公金の会計担当者以外の者に管理させること。

（会計事務の方法等）

第 7 条 準公金の会計担当者は、次に掲げる事項を遵守して、会計事務を行わなければならない。

- （1） 原則として個別の預金口座によって管理すること。
- （2） 収入金を受け入れるときは、その金額及び内訳等を記載した収入調書を作成し、前条第 2 号の会計事務取扱規程で定める決裁権者（以下「決裁権者」という。）の決裁を受けること。
- （3） 支出するときは、その金額及び内訳等を記載した支出調書を作成し、決裁権者の決裁を受けること。
- （4） 収入又は支出に際しては、原則として口座振替の方法を用いること。
- （5） 収入又は支出における証拠書類を整理保管し、5 年間保存すること。
- （6） 人事異動等により会計事務を引き継ぐ場合には、預金通帳、帳簿その他の証拠書類を添えた引継書を作成して引き継ぎを行うこと。

（所属親睦会経費への準用）

第 8 条 第 4 条から第 6 条までの規定は、所属親睦会経費について準用する。

2 所属親睦会経費の出納責任者は、前条各号に掲げる事項を遵守して会計事務を行うよう所属親睦会経費の会計担当者を指導しなければならない。

（検査及び措置の要求等）

第 9 条 教育次長（総括）は、準公金等の取扱いに関し必要があると認めるときは、関係書類を検査し、所属長に取扱事務に関する報告を求めることができる。

2 教育次長（総括）は、前項の規定による検査の結果、改善を要する事項又は検討を要する事項があると認めるときは、所属長に対して必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 所属長は、前項の規定により講じた措置を、速やかに、教育次長（総括）に報告しなければならない。

（委任）

第 10 条 この訓令に定めるもののほか、準公金等の会計事務の適正化及び事故防止に関し必要な事項は、教育次長（総括）が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。